

ヴィエトナム社会主義共和国 工業所有権業務近代化 実施協議調査団報告書

1999年12月

国際協力事業団

序 文

ヴェトナム社会主義共和国は、1996年7月民法を制定、工業所有権の保護を明文化して工業所有権の保護と管理体制の整備に取り組んでおりますが、特許、商標の出願は急増しており、コンピュータシステム導入等、業務体制の近代化が緊急の課題となっております。

このためヴェトナム政府は、我が国に対し1997年11月、工業所有権制度運用の自動化、情報提供機能の充実を目的としたプロジェクト方式技術協力を要請越しました。

この要請を受け我が国は、1999年1月事前調査団を派遣し、プロジェクト方式技術協力の枠組みを確認、同年8月には短期調査団を派遣してプロジェクトの基本計画、供与予定機材をはじめとする投入計画などについて詳細な協議を行いました。

今回派遣の実施協議調査団は、これら事前調査及び短期調査の結果を踏まえ、プロジェクト実施に際しての日本・ヴェトナム双方の責任分担を再確認するとともに、最終的な実施可能性について確認を行い、討議議事録（R/D）及び協議議事録（M/D）に取りまとめ、署名交換を行いました。

本報告書は、同調査団の調査結果を取りまとめたものです。ここに本調査団の派遣に関しご協力いただいた日本、ヴェトナム両国の関係各位に対し深甚なる謝意を表しますとともに、あわせて今後のご支援をお願いする次第です。

1999年12月

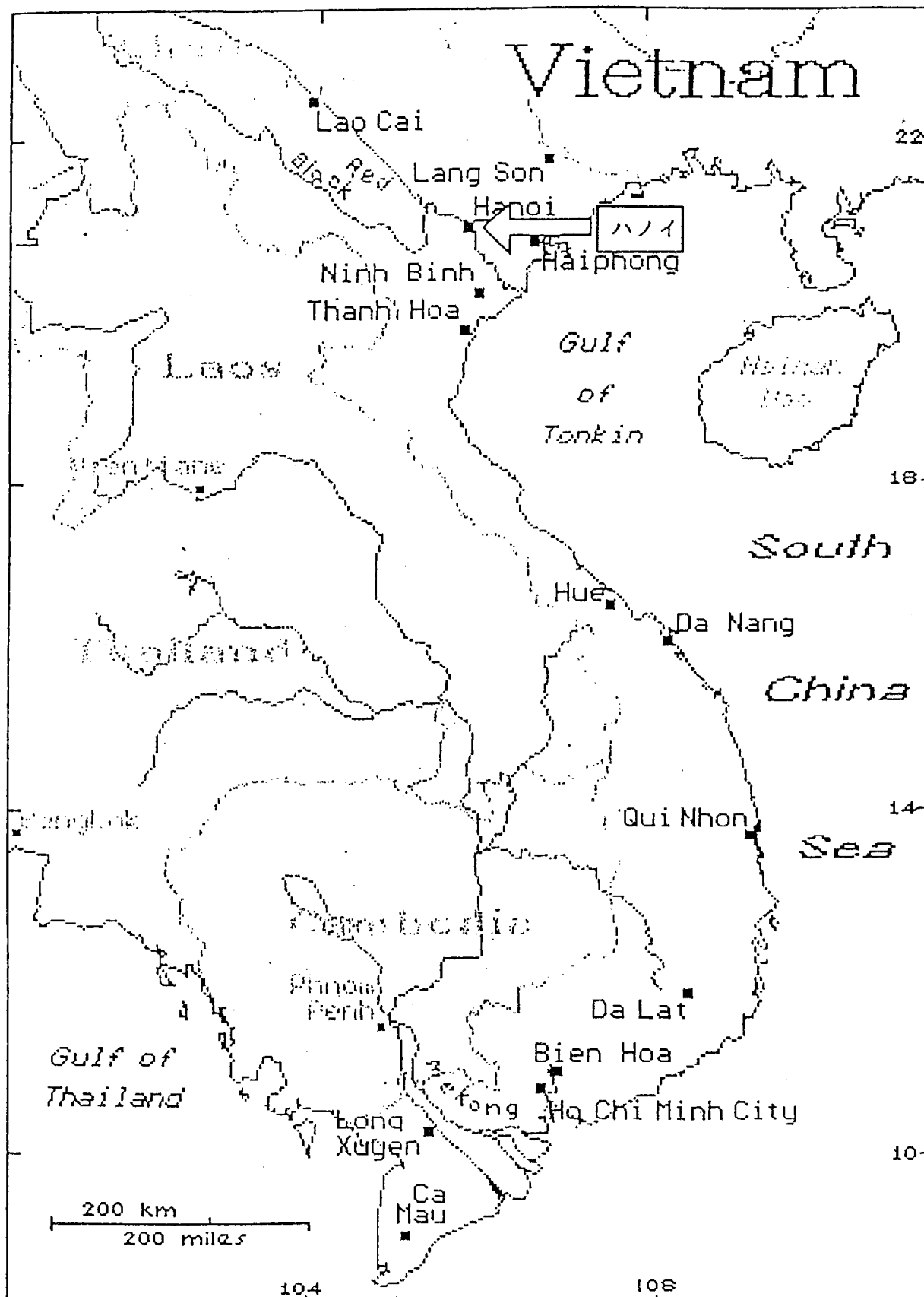
国際協力事業団

理 事 大 津 幸 男



R/D、M/D 署名交換式（左より、佐藤達夫団長、Pham Dinh Chuong ヴィエトナム工業所有権庁長官、Thach Can 科学技術環境省国際関係局局長）

プロジェクト位置図



目 次

序 文

写 真

プロジェクト位置図

第 1 章 実施協議調査団の派遣	1
1 - 1 要請の背景	1
1 - 2 調査団派遣の経緯と目的、主要調査項目	1
1 - 3 調査団の構成	2
1 - 4 調査日程	2
1 - 5 主要面談者	3
第 2 章 調査結果の概要	4
2 - 1 調査・協議項目、対処方針と調査結果	4
2 - 2 調査団所見	17
付属書類	
1 . 討議議事録 (R/D)	23
2 . 協議議事録 (M/D)	36
3 . 関連資料	
3 - 1 プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) (英文・和文)	76
3 - 2 活動計画 (PO) (和文)	80
3 - 3 年間活動計画 (APO) (和文)	82
3 - 4 暫定実施計画 (TSI) (和文)	83
3 - 5 PMU設立経緯に関するNOIP長官回答	84
3 - 6 ヴィエトナム工業所有庁 (NOIP) システム構築に関する提案書	85
3 - 7 プレスリリース (英文)	107

第 1 章 実施協議調査団の派遣

1 - 1 要請の背景

ヴィエトナム社会主義共和国においては、特許と商標の出願が急増しており、出願書類を現状の配置人員により処理することはますます困難になりつつある。また、諸外国からヴィエトナムに対して、技術移転や外国からの投資を促進させるためにも、工業所有権情報普及を含めた工業所有権の保護システムの確立が求められている。さらに、工業化を推進するためには、技術者・研究者が幅広く、かつ、容易に工業所有権情報に対してアクセスできるような環境を確立することが肝要である。

1996年 7 月 1 日、民法が制定され、工業所有権の保護が法律レベルで明文化された。また、同国は特許・商標保護の共通制度を策定するASEANフレームワークに貢献しており、速やかな自国の工業所有権保護、管理体制の整備に積極的である。そのためにも、ヴィエトナム工業所有権庁（NOIP）にとって、国内外のユーザーのために工業所有権保護システムの利便性を向上させ、NOIP庁内の行政手続きを高めるコンピュータシステムを導入することが緊急の課題となっている。

以上のことから、ヴィエトナム政府はこの現状を早急に改善するために、工業所有権制度運用の自動化、情報提供機能の充実を目的としたプロジェクト方式技術協力を我が国に1997年11月 7 日に要請してきた。

この要請を受けて、1999年 1 月に事前調査団が派遣され、要請背景、国家開発計画における位置づけ、工業所有権の現状、プロジェクトの実施計画及び実施体制などについて調査を行い、プロジェクト協力の枠組みを確認した。その後、1999年 8 月に機材計画と活動計画の詳細について協議するため短期調査員を派遣し、情報収集を行ったうえで、プロジェクトの基本計画に加えて、供与予定機材をはじめとする投入計画などの詳細について協議を行い、その結果をM/Dに取りまとめ、署名・交換した。

1 - 2 調査団派遣の経緯と目的、主要調査項目

事前調査及び短期調査の結果を踏まえ、本実施協議調査においては、プロジェクト実施に際しての日本・ヴィエトナム双方の責任分担を再確認するとともに、暫定実施計画（TSI）案、PDM案、PO案について再検討し、また年次活動計画（APO）を作成することにより、具体的な技術協力内容及び、その計画について最終的に合意し、R/D、M/Dに取りまとめのうえ、署名交換を行う。

1 - 3 調査団の構成

氏 名	担当業務	所 属
佐藤 達夫	総括	特許庁 審査第一部機械 商標審査官
壬生 吉秋	工業所有権業務	特許庁 総務部 国際課 国際化対策専門官
浅見 新一	コンピュータシステム	財団法人 日本特許情報機構 I・T 業務部 開発課 主事
宇多 智之	技術移転計画	国際協力事業団 鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第二課
大元 眞紀	協力企画	国際協力事業団 鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第二課

1 - 4 調査日程

日順	月日	曜日	スケジュール	宿 泊
1	12/ 7	火	移動 (Narita 9 : 40 → Hong Kong 13 : 50) CX509 便 (HongKong 14 : 55 → Hanoi 15 : 55) CX791 便	Hanoi
2	12/ 8	水	在ヴェトナム日本大使館打合せ JICA ヴィエトナム事務所打合せ ヴィエトナム科学技術環境省 (MOSTE) 表敬 ヴィエトナム工業所有権庁 (NOIP) 表敬、打合せ	Hanoi
3	12/ 9	木	計画投資省 (MPI) 表敬 NOIP と協議	Hanoi
4	12/10	金	NOIP と協議	Hanoi
5	12/11	土	資料整理	Hanoi
6	12/12	日	資料整理	Hanoi
7	12/13	月	NOIP と協議	Hanoi
8	12/14	火	NOIP と協議	Hanoi
9	12/15	水	R/D 及び M/D 署名、交換 JICA ヴィエトナム事務所報告 在ヴェトナム日本大使館報告	
10	12/16	木	移動 (Hanoi 11 : 00 → HongKong 13 : 45) CX790 便 (HongKong 15 : 15 → Narita 20 : 00) CX500 便	

MPI : 計画投資省 (Ministry of Planning and Investment) は、援助要請の取りまとめの機関であり、外務省、大蔵省、閣僚評議会が主管官庁の任にあたる。以前同役割りを担っていた国家計画委員会 (The State Planning Commission) は、計画投資省 (Ministry of Planning and Investment) に改組された。

NOIP : ヴィエトナム工業所有権庁 (National Office of Industrial Property of Socialist Republic Vietnam)

MOSTE : ヴィエトナム科学技術環境省 (Ministry of Science, Technology and Environment)。NOIP の監督官庁。

1 - 5 主要面談者

< ヴィエトナム側 >

(1) Ministry of Planning and Investment (MPI)

Mr. Duong Duc Ung	Director General, Foreign Economic Relations Department
Mr. Nguyen Xuan Tien	Senior Expert, Foreign Economic Relations Department

(2) Ministry of Science, Technology and Environment (MOSTE)

Mr. Thach Can	Director General, Department of International Relations
---------------	---

(3) National Office of Industrial Property (NOIP)

Dr. Pham Dinh Chuong	Director General
Mr. Tran Viet Hung	Deputy Director General
Mr. Phan Phung Tuan	Director, Japan Vietnam Industrial Property Project Management Unit
Mr. Tran Quoc Khanh	Director, International Relations Division
Mr. Mai Van Son	Deputy Director, International Relations Division
Mr. Duong Quang Binh,	Head of Computer Service
Mr. Nguyen Tuan Hung	Official, Industrial Property Information and Documentation Centre

< 日本側 >

(1) 在ヴィエトナム日本大使館

高橋 邦夫	公使
安楽岡 武	二等書記官
井村 久行	二等書記官

(2) JICA個別派遣専門家

服部 和男	専門家
-------	-----

(3) JICAヴィエトナム事務所

地曳 隆紀	所長
畠山 敬	次長

第2章 調査結果の概要

2 - 1 調査・協議項目、対処方針と調査結果

調査・協議項目	ヴェトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果																																								
1 . 工業所有権 の状況 (1) 概要	下記をこれまでの調査時に確認している。 (1) ヴィエトナムはパリ条約、特許協力条約（PCT）、マドリッド協定、ヘーグ協定等多くの国際協定に加盟しており、工業所有権保護を積極的に推進していく方針をとっている。 (2) 法律面では、1989年の制令で知的所有権を私有財産として認めることになった。また、1996年7月に新民法による工業所有権保護がなされている。 (3) ヴィエトナムの工業所有権の出願件数、登録件数は以下のとおり。 特許 <table><tr><td>出願件数：</td><td>登録件数：</td></tr><tr><td>1995年： 682件</td><td>56件</td></tr><tr><td>1996年： 1008件</td><td>62件</td></tr><tr><td>1997年： 1264件</td><td>111件</td></tr><tr><td>1998年： 1105件</td><td>348件</td></tr></table> 実用新案 <table><tr><td>出願件数：</td><td>登録件数：</td></tr><tr><td>1995年： 65件</td><td>24件</td></tr><tr><td>1996年： 79件</td><td>11件</td></tr><tr><td>1997年： 66件</td><td>20件</td></tr><tr><td>1998年： 28件</td><td>17件</td></tr></table> 工業意匠 <table><tr><td>出願件数：</td><td>登録件数：</td></tr><tr><td>1995年： 1131件</td><td>711件</td></tr><tr><td>1996年： 1647件</td><td>866件</td></tr><tr><td>1997年： 1156件</td><td>323件</td></tr><tr><td>1998年： 1057件</td><td>822件</td></tr></table> 商標 <table><tr><td>出願件数：</td><td>登録件数：</td></tr><tr><td>1995年： 5633件</td><td>4592件</td></tr><tr><td>1996年： 5441件</td><td>3931件</td></tr><tr><td>1997年： 4810件</td><td>2486件</td></tr><tr><td>1998年： 3642件</td><td>3111件</td></tr></table>	出願件数：	登録件数：	1995年： 682件	56件	1996年： 1008件	62件	1997年： 1264件	111件	1998年： 1105件	348件	出願件数：	登録件数：	1995年： 65件	24件	1996年： 79件	11件	1997年： 66件	20件	1998年： 28件	17件	出願件数：	登録件数：	1995年： 1131件	711件	1996年： 1647件	866件	1997年： 1156件	323件	1998年： 1057件	822件	出願件数：	登録件数：	1995年： 5633件	4592件	1996年： 5441件	3931件	1997年： 4810件	2486件	1998年： 3642件	3111件	左記について、現状を確認するとともに、最新の工業所有権に関する統計資料を入手する。	左記について再確認した。NOIP年報1999年版は現在編集中のため入手できなかった。出来上がり次第郵送される予定である。
出願件数：	登録件数：																																										
1995年： 682件	56件																																										
1996年： 1008件	62件																																										
1997年： 1264件	111件																																										
1998年： 1105件	348件																																										
出願件数：	登録件数：																																										
1995年： 65件	24件																																										
1996年： 79件	11件																																										
1997年： 66件	20件																																										
1998年： 28件	17件																																										
出願件数：	登録件数：																																										
1995年： 1131件	711件																																										
1996年： 1647件	866件																																										
1997年： 1156件	323件																																										
1998年： 1057件	822件																																										
出願件数：	登録件数：																																										
1995年： 5633件	4592件																																										
1996年： 5441件	3931件																																										
1997年： 4810件	2486件																																										
1998年： 3642件	3111件																																										

調査・協議項目	ヴェトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
2. プロジェクト名称	事前・短期調査結果に以下のとおり確認されている。(M/Dには英名のみ記載) (和) 工業所有権業務近代化プロジェクト (英) Modernization of Industrial Property Administration Project	左記に変更なきことを再確認し、R/Dに記載する。	左記に変更なきことを再確認し、R/Dに記載した。
3. 関係機関 (1) 援助受入窓口	計画投資省 (MPI: Ministry of Planning and Investment) 事前調査時に本プロジェクトに対する期待の大きさを確認している。	左記に変更なきことを再確認し、M/Dに記載する。	左記に変更なきことを再確認し、M/Dに記載した。
(2) 所轄官庁	ヴェトナム科学技術環境省 (MOSTE: Ministry of Science, Technology and Environment) 事前調査時に本プロジェクトに対して支援する意向であることを確認している。	左記に変更なきことを再確認し、R/Dに記載する。	左記に変更なきことを再確認し、M/Dに記載した。 R/D、M/Dの署名式に副大臣が出席。本プロジェクトに対する期待が感じられた。
(3) 実施機関	ヴェトナム工業所有権庁 (NOIP: National Office of Industrial Property of Socialist Republic Vietnam) 本プロジェクトに対して大変積極的であり、最大限の優先意向であることを確認している。	左記を確認し、結果をM/Dに記載する。 左記に変更なきことを確認する。	左記に変更なきことを再確認し、R/Dに記載した。 左記に変更なきことを確認した。
4. プロジェクト責任者 (1) 総括責任者 (Project Director)	Project DirectorにNOIP長官が就任することで、関係者間の合意を得ている。	左記に変更なきことを確認する。	左記について再確認し、R/Dに記載した。

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
(2) 実施責任者 (Project Manager)	Project ManagerにNOIP登録課長が就任することで、関係者間の合意を得た。しかし登録課長の肩書きでは十分にProject Managerとしての権限を発揮しきれない可能性があるため、「Japan/Vietnam Industrial Property Project Management Unit」という組織を新たに設立し、その組織のDirectorにおさまることで、ベトナム側関係者の調和を図りたい旨要望があがっている。	「Japan/Vietnam Industrial Property Project Management Unit」の役割、業務範囲、を明確にし、M/Dに記載する。また、同機関がプロジェクト実施責任者として適切であることを確認する。	「JP/VN IP PMU」の役割、業務範囲について確認し、PMUのNOIPにおける位置づけと、プロジェクト実施体制中の位置づけをM/Dに記載した。単なる窓口ではなく、ベトナム側プロジェクトの実施機関として機能するPMUが独立に（実施責任者は登録課長と兼任ではなく、専任。登録課長はしばらくの間、登録課の課長補佐が兼任予定。）組織されたことからベトナム側の熱意と期待が感じられる。
5 . プロジェクト内容			
(1) 国家開発計画との整合性	事前調査時に、科学技術を重視する体制は変わらず、今後引き続き工業所有権の業務環境は充実していることが確認されている。	左記について再確認する。	左記について再確認した。
(2) 上位目標	事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。 「NOIPにおいて工業所有権が早期に正確さを増して付与される」	「NOIPにおいて工業所有権が早期に正確さを増して付与される」	「NOIPにおいて工業所有権が早期に正確さを増して付与される」
(3) プロジェクト目標	事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。 「NOIPにおいて工業所有権事務処理が促進される」	「NOIPにおいて工業所有権事務処理が促進される」	「NOIPにおいて工業所有権事務処理が促進される」

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
(4) 成果	短期調査のM/Dに以下を成果とすることが記載されている。 1 プロジェクトの組織・運営体制が整備される 2 工業所有権情報の統合のため、必要な機材・設備が整備され、適切に運営、維持管理される 3 事務処理を適切に行うため、コンピュータシステムの維持管理ができる実務者が育成される 4 事務処理を適切に行うため、工業所有権事務処理を管理できる実務者が育成される 5 事務処理を適切に行うため、出願、方式審査、実体審査、登録、公報、ライセンスの実務者が育成される	1 プロジェクトの組織・運営体制が整備される 2 工業所有権情報の統合のため、必要な機材・設備が整備され、適切に運営、維持管理される 3 事務処理を適切に行うため、コンピュータシステムの維持管理ができる実務者が育成される 4 事務処理を適切に行うため、工業所有権事務処理を管理できる実務者が育成される 5 事務処理を適切に行うため、出願、方式審査、実体審査、登録、公報、ライセンスの実務者が育成される 以上の成果項目でベトナム側と確認を行う。	1 プロジェクトの組織・運営体制が整備される 2 工業所有権情報の統合のため、必要な機材・設備が整備され、適切に運営、維持管理される 3 事務処理を適切に行うため、コンピュータシステムの維持管理ができる実務者が育成される 4 事務処理を適切に行うため、工業所有権事務処理を管理できる実務者が育成される 5 事務処理を適切に行うため、出願、方式審査、実体審査、登録、公報、ライセンスの実務者が育成される 以上の成果項目については短期調査時に合意した内容と変更はなかった。次項の(5)活動内容、(6)指標、及び(7)指標入手手段についても変更はなかった。(6)指標及び(7)指標入手手段は、NOIP側の統計がより整備された段階で、プロジェクト関係者間で再検討を行う余地を残した。

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針 、 調 査 結 果
(5) 活動内容	事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。 1-1 プロジェクトに対し、適正な人員と施設を配置する。 1-2 担当職員向けの作業計画書を作成する。 2-1 必要な機材の導入計画を作成する。 2-2 必要な機材を選定する。 2-3 機材を調達・導入する。 2-4 機材の操作マニュアルを作成する。 2-5 ネットワークの利用実施計画を作成する。 2-6 ネットワーク用LANを設置する。 3-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。 3-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。 3-3 プロトタイプの評価を基にしてシステム機能を作成する。 3-4 データベース構築のために、必要な機能とデータを選定する。 3-5 データベース及びネットワーク構築のための基本設計をする。 3-6 データベースへデータを蓄積する。 3-7 データベースソフトウェア及びネットワークを検証する。 3-8 データベース機能及びネットワーク容量をテストする。 3-9 データベース管理マニュアルを作成する。 3-10 システム機能をテストする。 3-11 システム運用のためのマニュアルを作成する。 3-12 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。 3-13 システム運用状況報告を作成する。 3-14 システムの稼働・利用状況を評価する。 3-15 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。 3-16 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。 3-17 システムを利用した事務処理研修を定期的に実施する。	1-1 プロジェクトに対し、適正な人員と施設を配置する。 1-2 担当職員向けの作業計画書を作成する。 2-1 必要な機材の導入計画を作成する。 2-2 必要な機材を選定する。 2-3 機材を調達・導入する。 2-4 機材の操作マニュアルを作成する。 2-5 ネットワークの利用実施計画を作成する。 2-6 ネットワーク用LANを設置する。 3-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。 3-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。 3-3 プロトタイプの評価を基にしてシステム機能を作成する。 3-4 データベース構築のために、必要な機能とデータを選定する。 3-5 データベース及びネットワーク構築のための基本設計をする。 3-6 データベースへデータを蓄積する。 3-7 データベースソフトウェア及びネットワークを検証する。 3-8 データベース機能及びネットワーク容量をテストする。 3-9 データベース管理マニュアルを作成する。 3-10 システム機能をテストする。 3-11 システム運用のためのマニュアルを作成する。 3-12 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。 3-13 システム運用状況報告を作成する。 3-14 システムの稼働・利用状況を評価する。 3-15 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。 3-16 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。 3-17 システムを利用した事務処理研修を定期的に実施する。

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針 、 調 査 結 果
(5) 活動内容 (続 き)	事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。 4-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。 4-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。 4-3 法的手続きの期間を管理する。 4-4 NOIPにおける処理期間を管理する。 4-5 システム運用のためのマニュアルを作成する。 4-6 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。 4-7 システム運用状況報告を作成する。 4-8 システムの稼働・利用状況を評価する。 4-9 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。 4-10 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。 4-11 システムを利用した事務処理研修を定期的に実施する。 5-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。 5-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。 5-3 工業所有権データを入力・更新する。 5-4 工業所有権事務処理システムを運用する。 5-5 システムを利用して通知書を作成する。 5-6 システムを利用して公報を作成する。 5-7 システムを利用して年金管理を行う。 5-8 サーチのためのインデックスを定義する。 5-9 システムを利用した運行管理を行う。	4-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。 4-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。 4-3 法的手続きの期間を管理する。 4-4 NOIPにおける処理期間を管理する。 4-5 システム運用のためのマニュアルを作成する。 4-6 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。 4-7 システム運用状況報告を作成する。 4-8 システムの稼働・利用状況を評価する。 4-9 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。 4-10 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。 4-11 システムを利用した事務処理研修を定期的に実施する。 5-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。 5-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。 5-3 工業所有権データを入力・更新する。 5-4 工業所有権事務処理システムを運用する。 5-5 システムを利用して通知書を作成する。 5-6 システムを利用して公報を作成する。 5-7 システムを利用して年金管理を行う。 5-8 サーチのためのインデックスを定義する。 5-9 システムを利用した運行管理を行う。

調査・協議項目	ヴェトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針 、 調 査 結 果
(6) 指標	事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。 (上位目標) 特許出願等の処理件数の増加 (プロジェクトの目標) 1. 特許出願等の事務処理時間が短縮される 2. 事務処理の効率化 (結果/成果) 1-1 職員数、予算、事務処理要員の管理能力 2-1 設置された機材の内容・数 2-2 作成されたマニュアルの内容・数 3-1 事務作業分析能力 3-2 事務処理の業務フローチャート作成能力 3-3 DB設計と機能設計作成能力 3-4 ネットワーク設計作成能力 4-1 事務処理用システムデザインの統合フローチャート作成能力 4-2 事務処理用DB管理及び処理管理能力 4-3 C/Pによる職員用研修コースの数 5-1 事務処理システムで処理できる業務の数 5-2 作成されたマニュアルの内容と数量 5-3 工業所有権事務処理システムの利用者数	(上位目標) 特許出願等の処理件数の増加 (プロジェクトの目標) 1. 特許出願等の事務処理時間が短縮される 2. 事務処理の効率化 (結果/成果) 1-1 職員数、予算、事務処理要員の管理能力 2-1 設置された機材の内容・数 2-2 作成されたマニュアルの内容・数 3-1 事務作業分析能力 3-2 事務処理の業務フローチャート作成能力 3-3 DB設計と機能設計作成能力 3-4 ネットワーク設計作成能力 4-1 事務処理用システムデザインの統合フローチャート作成能力 4-2 事務処理用DB管理及び処理管理能力 4-3 C/Pによる職員用研修コースの数 5-1 事務処理システムで処理できる業務の数 5-2 作成されたマニュアルの内容と数量 5-3 工業所有権事務処理システムの利用者数

調査・協議項目	ヴェトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針 、 調 査 結 果
(7) 指標入手手段	事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。 (上位目標) NOIP統計の確認 (出願受理件数と登録件数の比較) (プロジェクトの目標) 1. NOIPの記録 2. NOIP職員及び管理者への面接と評価 事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。 (結果/成果) 1-1 組織図、事務記録、会計記録、人事記録 2-1 機材管理記録、運営維持記録 2-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 3-1 事務作業分析書類 3-2 フローチャートリスト 3-3 DB設計とその機能設計定義書 3-4 ネットワーク設計定義書 3-5 DBとネットワーク運用記録 4-1 事務処理統合フローチャート書類 4-2 DBとネットワーク運用記録 4-3 プロジェクトの記録、NOIP職員への評価と面接 5-1 コンピュータによる入出力帳票の数 5-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 5-3 運用記録	(上位目標) NOIP統計の確認 (出願受理件数と登録件数の比較) (プロジェクトの目標) 1. NOIPの記録 2. NOIP職員及び管理者への面接と評価 (結果/成果) 1-1 組織図、事務記録、会計記録、人事記録 2-1 機材管理記録、運営維持記録 2-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 3-1 事務作業分析書類 3-2 フローチャートリスト 3-3 DB設計とその機能設計定義書 3-4 ネットワーク設計定義書 3-5 DBとネットワーク運用記録 4-1 事務処理統合フローチャート書類 4-2 DBとネットワーク運用記録 4-3 プロジェクトの記録、NOIP職員への評価と面接 5-1 コンピュータによる入出力帳票の数 5-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 5-3 運用記録

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
(8) 日本側投入 1) 専門家派遣	(1) 長期専門家 長期専門家4名を派遣することを短期調査のM/Dに記載した。 ・チーフアドバイザー 1名 ・業務調整員 1名 ・工業所有権業務(実務) 1名 ・コンピュータシステム 1名 (2) 短期専門家 短期専門家については、長期専門家の技術移転の補完として、必要最低限の人数を派遣することをベトナム側に説明し、短期調査のM/Dに記載した。 専門家の特権免除については、ベトナムに活動する他の国の専門家が有する特権免除同等、もしくはそれ以上が確保されることを、短期調査のM/Dに記載した。	左記の長期専門家の派遣時期について協議し、R/Dに記載する。 また、専門家派遣正式要請書(A1Form)を、R/D調印後直ちに作成のうえ、2000年1月中に提出するようベトナム側に依頼し、その旨M/Dに記載する。 左記を再度説明するとともに、現時点で必要と想定される短期専門家の分野、人数、派遣時期について協議する。 左記について再確認し、R/Dに記載する。	左記に変更ないことを確認した。派遣時期はプロジェクト開始日の2000年4月1日予定で合意した。 A1Formは調査団訪越中に作成された。R/D署名・交換後すぐにMPIに提出する旨強く要請した。2000年1月中に在ベトナム日本大使館に接照の必要があることを再強調し、ベトナム側の理解を得た。 短期専門家派遣の位置づけについて理解を得た。現在想定されている派遣分野は以下のとおり。 2000年度： システム分析 データベース設計 機材据え付け 2001年度： 受付実務 方式審査実務 登録実務 PCT実務 マドリッド協定実務ほか データベース設計 左記について再確認し、R/Dに記載した。

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
2) 研修員受入れ	事前調査時に研修員受入れの意義について説明を行うとともに、必要最低人数を受け入れることを説明、ベトナム側の理解を得、その旨M/Dに記載した。 1999年度は、1名を2000年1月下旬～3月にかけて受け入れる予定であることを説明し、短期調査時のM/Dに記載した。	左記について変更なきことを再確認し、M/Dに記載する。 2000年度に受け入れる研修員の正式要請書（A2 A3 Form）は、受入れの6か月前までに日本側に提出するよう申し入れ、その旨をM/Dに記載する。	年1～3名程度の研修員を受け入れることで合意した。研修員の選考には両国プロジェクト関係者で協議することを確認し、M/Dに記載した。 1999年度に受入れ予定の研修員は、2000年2月6日から3月31日の日程で、特許行政技術について研修を行う予定である。
3) 機材供与	本プロジェクトに必要な機材の仕様や目的をまとめANNEXに記載した。 現地調達の可能性及び妥当性について、ソフトの開発金額、保守契約やアフターサービス内容及びコスト、機材の見積価格等の調査を行い、現地調達は可能であるとの結論に至った。	左記を再確認し、ベトナム側維持管理能力を勘案したうえで、優先順位を付した機材リストを作成し、M/Dに記載する。 本プロジェクトの供与機材（工業所有権事務処理システム）は、同機材の保守、管理面からも、また機材の見積価格の観点からも現地調達が望ましいと考えられる。 今次調査では、現地調達予定機材の価格、契約条件などを検討し、プロジェクト開始後可能な限り早期に調達が可能になるよう準備をする。	左記を再確認し、必要な修正を行ったうえで機材リストを作成し、ANNEX 6-1としてM/Dに記載した。 出願書類の読みとりを行うためのOCRソフトは、市販のソフトでは認識率が80%前後と低く、工業所有権事務処理業務に使用するには実用的でない。ベトナム国立情報工学研究所（IOIT: Institute of Information Technology）と富士通ベトナムが共同開発したOCRは、ベトナム文字の認識率が99%と他ソフトと比較し著しく高く、プロジェクト活動の一環である出願処理の効率化に大きく寄与すると考えられる。 また、この認識方法は独占的な技術提携を結んでおり、他社のコンピュータ会社はIOITと富士通ベトナム間の協定から使用が認められないことを確認した。

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
(9) ベトナム側投入 (プロジェクト実施体制) 1) C/P 2) 予算(ローカルコスト)	当初要請のあったCD-ROMジュークボックスについては、将来の活用に疑問があることから技術協力範囲に含めないことを説明し、ベトナム側の理解を得た。 さらにベトナム側から今後2年以内の支所開設(ホーチミンとダナン)に関連した、新たな機材の要請があったが、本プロジェクトの技術移転計画と直接関係がないことを説明し、支所開設にかかる機材供与は行わないことについて両者の合意と理解を得た。 事前及び短期調査時に、本プロジェクトにかかわるC/Pを確定した。各C/Pは所属課の業務とともに庁内全体業務も併せ熟知しており、事務処理業務と機械化を結び付けて対応できる職員であることが確認されている。C/Pリストは、M/Dに記載している。 事前及び短期調査時に、1997～1999年にわたる予算額についてその項目ごとにまとめ、M/Dに記載した。	また平成12年度供与機材にかかる正式要請書(A4 Form)の提出を促す。 左記について、ベトナム側より再度要請が出た場合にはプロジェクトの技術移転計画に含める予定がない旨、再度説明する。 C/Pのリストを再度確認し、必要に応じて修正を加えM/Dに記載する。 2000年度以降の予算額と予算内容を確認し、M/Dに記載する。特に、機材維持、配管・配線等設備コスト、といった予算が十分に計上されているか確認する。	A4 Formは調査団訪越中に作成された。R/D署名・交換後すぐにMPIに提出する旨強く要請した。 左記についての要請はなされなかった。 短期調査時には9名であったC/Pに、法務課と総務課よりそれぞれ1名ずつの追加配置が行われた。追加の2名に対して面談を行い、本プロジェクトのC/Pとして十分な知識・能力を有することが確認された。 2000年度の暫定予算を入手しM/Dに記載した。2000年度のNOIP予算は総計490,000U.S.Dで前年度比約17%の伸びである。 予算の内約11%がプロジェクト経費にあてられる予定であり、(50,000U.S.D)機材維持、配管・配線等設備コストにも必要な予算はあてられることを確認した。

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
3) 施設・設備 面	短期調査時に現状の施設・設備状況（ユーティリティー含む）を確認するとともに、日本人専門家の執務室及び供与機材設置のために確保されたスペースのレイアウトが、M/Dに記載されている。	左記を再確認する。専門家が活動を行うにあたり必要な資機材をベトナム側に要請する。	NOIP庁舎の専門家執務室や会議室、供与機材設置場所のレイアウトをはじめ、事務機器や電話線の使用を含めた細かい検討を行った。 各階のプランについてはANNEX 10-2に記載した。
7 その他 (1) 暫定実施計画（TSI）	事前調査において、暫定実施計画（TSI）について説明・協議し、その内容について合意し、M/Dに記載した。	左記合意内容を踏まえ、暫定実施計画（TSI）について再度協議し、現状に合わせ修正し、M/Dに添付する。	活動計画（PO）に基づき、暫定実施計画（TSI）の細かい修正を行ない、M/Dに添付した。
(2) PDM	事前調査時にPDMに基づく運営管理手法及び評価手法（含む評価5項目）を説明し、ベトナム側の理解を得ている。暫定PDMはM/Dに記載した。	事前調査時のPDM（tentative）に基づき、必要な箇所については修正を加え、M/Dに添付する。	必要な箇所についてはPDMの修正を加え、M/Dに添付した。PDMを使用した運営管理手法の理解を再度得た。
(3) PO、APO	短期調査において、PO、APOについて説明・協議を行い、その内容について合意し、M/Dに記載した。	今次調査で、今までの協議結果を踏まえてプロジェクト初年度の年次活動計画を策定し、M/Dに添付する。	プロジェクト初年度の年次活動計画（APO）を策定し、M/Dに添付した。また、従前の活動計画の見直しを行い、修正を加えM/Dに添付した。
(4) 合同調整委員会	事前調査時に合同調整委員会の役割を説明し、メンバーについて協議を行い、その結果をM/Dに記載した。	合同調整委員会の目的を再確認し、M/Dに添付する。	合同調整委員会の目的を再確認し、M/Dに添付した。
(5) 合同評価	評価5項目等、評価の詳細並びに、プロジェクト協力期間中、及び終了6か月前に合同評価を行うことを説明し、ベトナム側の理解を得ている。	評価5項目等、評価の詳細について説明のうえ、評価5項目についてはM/Dに添付する。	評価5項目等、評価の詳細について説明のうえ、評価5項目を用いた評価手法をM/Dに添付した。
(6) 使用言語	技術協力は原則として英語で実施する旨確認した。	左記に変更なきことを再確認しM/Dに記載する。	左記に変更なきことを再確認し、M/Dに記載した。
(7) 協力期間	事前、短期調査時に協力期間は4年間とすることで、合意した。	プロジェクト協力期間は2000年4月1日より4年間とする。	プロジェクト協力期間は2000年4月1日より4年間となった。

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、 事前調査・短期調査結果、現状等	対 処 方 針	調 査 結 果
(8) 専門家の生活環境	専門家の生活環境調査（住居、安全、医療、生活必需品の有無、等）を実施した結果、専門家の生活環境に関しては何ら問題となるものがないことを確認した。	左記について再確認する。	左記について再確認した。

2 - 2 調査団所見

標記調査団は、1999年12月7日から12月16日までヴィエトナムの首都ハノイに滞在し、各省会議で承認された対処方針に基づき実施協議及び調査を行った。これまでのヴィエトナム側関係機関との協議及び関係施設の視察等を通じ、本プロジェクトの同国における位置づけ等を再度確認するとともに、最終的な実施可能性についても確認することができた。1999年12月15日、討議議事録及び協議議事録（R/D及びM/D）への署名を了したところ、これまでの協議及び調査結果に関する調査団所見を以下のとおり報告する。

(1) 主要協議結果

ヴィエトナム側との協議は、ヴィエトナム工業所有権庁（NOIP）のチュオン長官を長とする関係者との間で行われた。なお、実質的な協議に関しては、Project ManagerであるNOIP PMUトアンユニット長、国際課カイン課長、及び同ソン課長補佐との間でなされた。

まず、当方より本プロジェクトの重要性を説明し、2000年4月からプロジェクトを開始するためには、A1及びA4フォームを在ヴィエトナム日本大使館へ遅くとも2000年1月末までには提出するよう依頼したところ、これに対し同意する旨の発言があった。

次に、ヴィエトナム側よりチュオンNOIP長官が11月24日付けで送付した「ヴィエトナム工業所有権業務近代化プロジェクト」に関するR/D案についてのレターに関し、日本側の回答を求められた。当方より、我が国外務省経済協力局技術協力課の対処方針に基づき、討議を行ったところ、当初のR/D案を若干修正した形で、ヴィエトナム側の理解と合意を得ることができた。なお、主要な変更点は以下のとおり。

- 1) R/D本文中の . 6(5)の文頭に“ Assistance to find ” という語句を挿入し、1998年10月に日本・ヴィエトナム両国政府間で締結された技術協力協定の内容と整合性をもたせた。
- 2) R/D本文中の . 6(4)における、ハノイ外への、例えばホーチミン、ダナン等への出張経費に関する取り決め事項は、R/D案を当初のとおりで変更は行わないこととなった。ただし、M/D案へヴィエトナム側より修正の要望が出された文を追加挿入することとした。
- 3) 実施機関のNOIPの代表者に加え、監督官庁の科学技術環境省と援助受入窓口である計画投資省の代表者をR/D署名に追加することとした。

(2) 本プロジェクトの位置づけ

ヴィエトナムにおいては、工業所有権制度の開始以来特に特許と商標の出願が急増しており、出願書類を現状の配置人員により処理することはますます困難になりつつある。また諸外国からヴィエトナムに対し、技術移転や外国からの投資を促進させるためにも工業所有権情報普及を含めた工業所有権の保護システムの確立が求められている。そこで同国では、1996年7

月より新民法に基づき、新工業所有権制度を導入し、より充実した工業所有権の保護を図っているところである。しかしながらこれに伴い、特許、商標等の出願件数が増加しているため、早くかつ適切な権利保護体制の整備が内外より強く求められており、我が国のこれまでの近代化の経験を生かしNOIPに対する近代化のための協力が求められている。

最近の統計によると同国の出願件数は1996年をピークにやや減少傾向を示しているが、これはアジア各国の通貨下落、経済低迷等の経済危機の影響を受けたもので一時的なものであり、長期的には今後とも着実な増加が予想されている。しかしながら現在のNOIP内の事務処理システムは個々独立の初歩的なものであり、日本の出願システムと比較して20年以上も遅れているといわざるを得ず、今後の想定されるインターネット等を通じた情報提供能力もないに等しいといっても過言ではない。こうした状況を踏まえ、同庁内の事務処理の見直し及びコンピュータ化が緊急の課題となっているものである。

なお本プロジェクトの開始に対応し、NOIP内に全課をまとめプロジェクトの実施を効率的かつスムーズにする役割・任務を有する新たな組織であるPMU (Project Management Unit) が、ヴィエトナム側の主導により設置されることとなった。

(3) 本プロジェクトの実施可能性

ヴィエトナム政府はこの現状を改善するため、工業所有権事務処理の向上、情報提供機能の充実を目的としたプロジェクト技術協力を、我が国に1997年11月7日に要請してきた。この要請を受けて1999年1月に事前調査団が派遣され、要請背景、国家開発計画における位置づけ、工業所有権の現状、プロジェクトの実施計画及び実施体制などについて調査を行い、プロジェクト協力の枠組みを作成・確認した。

その後1999年8月に機材計画と活動計画の詳細について協議するため短期調査団を派遣し、情報収集を行ったうえでプロジェクトの基本計画に加えて、供与予定機材をはじめとする機材投入計画などの詳細について協議を行いその結果をM/Dに取りまとめ、署名・交換した。

またNOIPへは1996年より、我が国特許庁より工業所有権行政及び機械化支援に関する長期専門家（現在は服部専門家。任期は2000年9月まで）を1名派遣しているところである。

その他NOIPに対しては、特許・商標の審査官を日本より派遣するなどの審査協力やコンピュータ化及び工業所有権情報普及等の技術協力等を実施してきている。したがって3年間に及びJICAを通じた我が国の技術協力のあり方についてはNOIP側としても十分に認識しており、今回のプロジェクト方式技術協力に関しても十分な対応が可能であると考ええる。また、これまでの技術協力を通じた実施機関としてのNOIPは日本側関係者からも高く評価されており、本プロジェクトに関しても以下のとおり高い実施の可能性が期待される。

1) 組織面について

NOIPは1982年に科学技術環境省（MOSTE）の下部機関として設立され、以来7年間MOSTEの建物内に所在していたが、約10年前に現在の地に特許庁専用ビルを建設して移り現在に至っている。NOIPの監督機関であるMOSTEでは、ヴィエトナムの工業所有権及びヴィエトナム工業所有権庁の近代化の重要性を十分に認識しており、したがって今後とも積極的に関与、支援していく旨を表明している。また同国の開発計画の策定及び総合調整の責任を有している計画投資省（MPI）も、本プロジェクトに対する積極的な支援を約束している。

組織的にはNOIP長官、副長官の下に、総務課、法務課、特許・実用課、商標課、登録課など10課及び審判が置かれており、1998年度の人員構成は正職員90名、契約職員26名の116名であったが、1999年度は合計128名に増員されている。NOIPによれば今後とも人員の増加を検討しているとのことである。

2) 予算面について

NOIPにおける予算は、特許出願、商標出願、それらの登録料等の自己収入があり、同収入に基づき政府予算から運営経費の大半が支出されている。しかしながら昨今のアジア経済危機等の影響を受け、出願件数の減少に伴い出願・登録料収入も減少しているものの、工業所有権行政に対する重要性への認識の高まりに対応して、2000年度のNOIP予算は前年度比17%増加の489,000U.S.Dが割り当てられている。したがって不確定要素も若干あるものの、NOIPに対する予算は、政策的にも所管官庁及び関係各省庁からも十分にサポートされており、総合的に判断しても、おおむね予算面での実施可能性はあるものと判断している。なお、自立的発展性をより確実とするため、今後とも引き続き、予算・財政状況及びローカルコストの負担状況等を適宜、先方に求めていく必要がある。

3) 施設・設備面について

ヴィエトナム側より、NOIP内の3階、現マイクロフィッシュ室を、本プロジェクトの長期専門家4名及びC/Pのための執務室として提供したい旨の説明があり、日本側として現場視察のうえ、机、ロッカー、コピー機等の室内設備に対する要望書を作成し、室内レイアウト図とともに、本プロジェクト開始時まで用意（準備）してくれるようヴィエトナム側に申し入れた。当方からの申し入れに対し、ほぼ全面的に了解する旨の回答があり、コンピュータソフト開発に不可欠なコピー機の本邦調達についてのみ必要となるものの、おおむね施設・設備面については、特段問題がないものと判断した。

4) 年間活動計画（APO）について

M/Dに2000年4月から1年間の活動計画に関する概略をAPOの形で添付した。NOIPで必要となるパソコン、サーバ、OCRリーダー、バーコードリーダー等のハード調達のための仕様

書作成・入札の実施計画及びデータベース構築・データ入力に関する現状分析、基本設計から関連プロジェクトの開発が、プロジェクト開始の主要活動となる。なお本活動を通じて、ベトナム側C/Pへの技術移転を行うこととなる。

5) C/Pについて

C/Pについては、プロジェクトの総括責任者、実施責任者をはじめ、フルタイムのC/P 3名、各課からのパートタイムC/P 4名、合計9名のC/Pを短期調査時に選任してあったが、今回新たに2名のパートタイムC/Pの追加の提案がベトナム側からあり、書類審査及び面接の結果、適任者であると判断されたことから、合計11名のC/Pを、M/Dのリストに掲載した。

(4) 総括

- 1) 今回のNOIPとの一連の協議結果及び関係省庁への表敬訪問を通じ、また、同庁へ派遣されている個別派遣専門家の報告・意見及び在ベトナムJICA事務所の意見等を総合的に判断するに、NOIPに対する本プロジェクトの実施の必要性及び重要性が高いことが確認できた。
- 2) 予定される2000年4月からのプロジェクトの実施に関しては、もはや双方に特段の問題点もなくなったため、12月15日午後、R/D及びM/Dの署名・交換式は、ベトナム側、日本側関係者及び報道関係者の出席のもと、開催することができた。